

介護サービス事業者に対する行政処分について

札幌市では、介護保険法の規定に基づき、下記のとおり処分を決定しましたので、お知らせします。

記

1 法人名

法人名：有限会社リベラルサポート
所在地：札幌市西区八軒9条西2丁目3番26号
代表者：取締役 山崎 優（やまざき まさる）

2 事業所名

事業所名：あさひ介護サービス
所在地：札幌市西区八軒9条西2丁目3番26号

3 事業の種類

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

4 行政処分の内容

(1) 行政処分の内容

指定取消

(2) 指定取消決定年月日

令和4年3月18日

(3) 指定取消年月日（取消処分効力発生年月日）

令和3年11月1日

（不正の手段による指定を処分事由として指定取消を行う場合は、新規指定時に遡り指定の効力が取り消されるため、新規指定日となる）

5 行政処分の理由

(1) 事業所の所在地に関する不正の手段による指定

（介護保険法78条の10第1項第11号）

令和3年10月に、令和3年11月1日から定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの事業所を新たに開設するとして新規指定申請を行った際、「西区八軒9条西2丁目3番26号」に事業所を設置するとして届出を行った。

しかし、実際には当該住所は事業所として使われておらず、違う場所に事業所としての実態があった。

このことは、申請書に虚偽の所在地を記載して申請を行い、不正の手段により定期巡

回・随時対応型訪問介護看護の指定を受けたものである。

(2) 人員基準違反（介護保険法第 78 条の 10 第 1 項第 4 号）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所は、24 時間を通じて常に 1 人以上はオペレーターが勤務しなければならないが、夜間（午後 6 時～午前 8 時頃）の時間帯にオペレーターが勤務していなかった。

また、夜間（午後 6 時～午前 8 時頃）の時間帯は介護福祉士や看護師などの資格がなく、また、事業所の従業員ではない者が、利用者からの電話対応や介護サービスを行っていた。

6 経済上の措置

新規指定（令和 3 年 11 月）以降に受領した介護報酬を全額返還させるほか、介護保険法第 22 条第 3 項の規定により、上記返還額全額に 100 分の 40 を乗じて得た加算額を合わせて請求する。

○返還金額

- ・令和 3 年 11 月、12 月、令和 4 年 1 月のサービス提供の報酬分
約 742 万円（介護報酬額 約 530 万円、加算額 約 212 万円）
- ・令和 4 年 2 月、3 月のサービス提供の報酬分
現在、未確定のため、金額確定後に追加で請求を行う。